

**■正誤問題** (過去に出題された選択肢) 22 問

**建築士に関する問題です。○×で回答して下さい。**

1. 二級建築士は、自らが建築主となる建築物のみの設計をする場合であっても、建築士事務所を定めて、登録を受けなければならない。
2. 二級建築士は、他の二級建築士の設計した設計図書について、当該二級建築士から変更の承諾が得られなかったときは、自己の責任において、その設計図書の一部を変更することができる。
3. 二級建築士は、鉄筋コンクリート造 3 階建、延べ面積 100m<sup>2</sup>、高さ 9m の建築物の新築に係る設計をすることができる。
4. 二級建築士は、設計図書の一部を変更した場合であっても、その設計図書に二級建築士たる表示をして記名及びなつ印をしなければならない。
5. 二級建築士が、業務に関して不誠実な行為をしたときは、免許を与えた都道府県知事は、免許を取り消すことができる。
6. 二級建築士は、一級建築士でなければ設計又は工事監理をしてはならない建築物について、建築工事の指導監督の業務を行うことができる。
7. 二級建築士は、鉄筋コンクリート造 3 階建、延べ面積 350m<sup>2</sup>、高さ 12m、軒の高さ 9m の物品販売業を営む店舗の新築に係る設計をすることができる。
8. 二級建築士は、他の二級建築士の設計した設計図書について、いかなる場合も、変更することはできない。
9. 建築士は、大規模の建築物の建築設備に係る工事監理を行う場合において、建築設備士の意見を聴いたときは、設計図書にその旨を明らかにしなければならない。
10. 建築士は、建築物の工事監理を行う場合において、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに、建築主事又は指定確認検査機関に報告しなければならない。
11. 建築士事務所の開設者は、建築主から工事監理の委託を受けたときは、工事監理の種類及びその内容等の事項を記載した書面を当該建築主に交付しなければならない。
12. 建築士事務所の開設者は、その業務に関する所定の図書を、作成した日から 15 年間保存しなければならない。

13. 二級建築士は、一級建築士でなければ設計又は工事監理をしてはならない建築物について、建築に関する法令に基づく手続の代理等の業務を行うことができる。
14. 二級建築士は、鉄骨造3階建、延べ面積400m<sup>2</sup>、高さ10mの共同住宅の設計をすることができる。
15. 二級建築士は、他の二級建築士の設計した設計図書の一部の変更について、当該建築士の承諾が得られなかったときは、自己の責任において、変更することができる。
16. 二級建築士は、一級建築士でなければ設計又は工事監理をしてはならない建築物については、建築工事契約に関する事務又は建築物に関する鑑定業務を行ってはならない。
17. 建築士は、設計を行う場合においては、設計の委託者に対し、設計の内容に関して適切な説明を行うように努めなければならない。
18. 建築士事務所の開設者は、当該建築士事務所が行った業務の実績等を記載した書類を、当該建築士事務所に備え置き、設計等を委託しようとする建築主の求めに応じ、閲覧させなければならない。
19. 建築士事務所の開設者は、建築主から設計又は工事監理の委託を受けたときは、設計又は工事監理の種類及びその内容等の事項を記載し、記名押印又は署名をした書面を当該建築主に交付しなければならない。
20. 鉄筋コンクリート造2階建、延べ面積250m<sup>2</sup>、高さ8mの事務所の設計は、二級建築士が行うことができる。
21. 建築士は、設計を行った場合、その設計図書に二級建築士たる表示をして記名及びなつ印をしなければならない。
22. 建築士は、工事監理を終了したときは、直ちに、その結果を文書で建築主に報告しなければならない。



## ■正誤問題 解答編

1. 二級建築士は、自らが建築主となる建築物のみの設計をする場合であっても、建築士事務所を定めて、登録を受けなければならない。
1. × **他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理等を行う場合に、建築士事務所を定めて、登録を受けなければならない。(土法第 23 条第 1 項)**
2. 二級建築士は、他の二級建築士の設計した設計図書について、当該二級建築士から変更の承諾が得られなかったときは、自己の責任において、その設計図書の一部を変更することができる。
2. ○ **土法第 19 条により正しい。**
3. 二級建築士は、鉄筋コンクリート造 3 階建、延べ面積 100m<sup>2</sup>、高さ 9m の建築物の新築に係る設計をすることができる。
3. ○ **土法第 3 条第 1 項第三号の規模以下なので、二級建築士が設計できる。**
4. 二級建築士は、設計図書の一部を変更した場合であっても、その設計図書に二級建築士たる表示をして記名及びなつ印をしなければならない。
4. ○ **土法第 20 条第 1 項により正しい。**
5. 二級建築士が、業務に関して不誠実な行為をしたときは、免許を与えた都道府県知事は、免許を取り消すことができる。
5. ○ **土法第 10 条第 1 項により正しい。**
6. 二級建築士は、一級建築士でなければ設計又は工事監理をしてはならない建築物について、建築工事の指導監督の業務を行うことができる。
6. ○ **建築工事の指導監督については、業務範囲の限定はないので正しい。(土法第 21 条)**
7. 二級建築士は、鉄筋コンクリート造 3 階建、延べ面積 350m<sup>2</sup>、高さ 12m、軒の高さ 9m の物品販売業を営む店舗の新築に係る設計をすることができる。
7. × **土法第 3 条第 1 項第三号に該当しますので、一級建築士でなければ設計をすることができません。**
8. 二級建築士は、他の二級建築士の設計した設計図書について、いかなる場合も、変更することはできない。
8. × **土法第 19 条により、承諾を求めることのできない事由があるとき、又は承諾が得られなかったときは、自己の責任において、その設計図書の一部を変更することができる。**
9. 建築士は、大規模の建築物の建築設備に係る工事監理を行う場合において、建築設備士の意見を聴いたときは、設計図書にその旨を明らかにしなければならない。
9. × **土法第 20 条第 5 項により、建築設備士の意見を聴いた時は、報告書において、その旨を明らかにしなければなりません。**

10. 建築士は、建築物の工事監理を行う場合において、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに、建築主事又は指定確認検査機関に報告しなければならない。
10. × **建築主事又は指定確認検査機関に報告するという定めはありません。(士法第 18 条第 3 項)**
11. 建築士事務所の開設者は、建築主から工事監理の委託を受けたときは、工事監理の種類及びその内容等の事項を記載した書面を当該建築主に交付しなければならない。
11. ○ **士法第 24 条の 7 第 1 項により正しい。**
12. 建築士事務所の開設者は、その業務に関する所定の図書を、作成した日から 15 年間保存しなければならない。
12. ○ **士法第 24 条の 4 第 2 項及び同法施行規則第 21 条第 4 項第 5 項により正しい。**
13. 二級建築士は、一級建築士でなければ設計又は工事監理をしてはならない建築物について、建築に関する法令に基づく手続の代理等の業務を行うことができる。
13. ○ **士法第 21 条により正しい。(ただし、木造建築士については業務範囲の限定があります。)**
14. 二級建築士は、鉄骨造 3 階建、延べ面積 400m<sup>2</sup>、高さ 10m の共同住宅の設計をすることができる。
14. × **士法第 3 条第 1 項第三号に該当しますので、一級建築士でなければ設計する事ができません。**
15. 二級建築士は、他の二級建築士の設計した設計図書の一部の変更について、当該建築士の承諾が得られなかったときは、自己の責任において、変更することができる。
15. ○ **士法第 19 条により正しい。**
16. 二級建築士は、一級建築士でなければ設計又は工事監理をしてはならない建築物については、建築工事契約に関する事務又は建築物に関する鑑定の業務を行ってはならない。
16. × **士法第 21 条により、その他業務については、一級、二級建築士の業務の区別はないので、誤りです。**
17. 建築士は、設計を行う場合においては、設計の委託者に対し、設計の内容に関して適切な説明を行うように努めなければならない。
17. ○ **士法第 18 条第 2 項により正しい。**



18. 建築士事務所の開設者は、当該建築士事務所が行った業務の実績等を記載した書類を、当該建築士事務所に備え置き、設計等を委託しようとする建築主の求めに応じ、閲覧させなければならない。

18. ○ 士法第 24 条の 6 により正しい。

19. 建築士事務所の開設者は、建築主から設計又は工事監理の委託を受けたときは、設計又は工事監理の種類及びその内容等の事項を記載し、記名押印又は署名をした書面を当該建築主に交付しなければならない。

19. ○ 士法第 24 条の 8 により正しい。

20. 鉄筋コンクリート造 2 階建、延べ面積 250 m<sup>2</sup>、高さ 8m の事務所の設計は、二級建築士が行うことができる。

20. ○ 士法第 3 条第 1 項第一号～第三号に該当しませんので、二級建築士が設計を行うことができます。

21. 建築士は、設計を行った場合、その設計図書に二級建築士たる表示をして記名及びなつ印をしなければならない。

21. ○ 士法第 20 条第 1 項により正しい。

22. 建築士は、工事監理を終了したときは、直ちに、その結果を文書で建築主に報告しなければならない。

22. ○ 士法第 20 条第 3 項により正しい。

